●お 知 ら せ●

基 発 第 1119005 号
平成 15 年 11 月 19 日

社団法人日本建設機械化協会会長殿

厚生労働省労働基準局長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて，石綿はその粉じんを吸入することにより，労働者等に肺がん，悪性中皮腫，石綿肺等の重篤な健康障害をもたらすものであることから，当省におきましては，平成7年に石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについてその使用等を禁止したところです。その後，クリソタイル等のその他の種類の石綿についても，近年，他の材料への代替化が進んできたこと等を踏まえ，石綿を含有する製品のうち国民の安全確保等の観点からその使用がやむを得ないものを除き，その製造等を禁止することを内容とする，学識経験者による検討結果を得て，平成 15 年 10 月 16 日公布の「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成 15 年政令第 457 号）により，石綿を含有する建材，ブレーキ等の摩擦材及び接着剤の製造等を禁止することとしたところです。

つきましては，貴団体におかれましても，この趣旨をご理解いただくとともに，下記に留意の上，傘下会員事業場等に対する通知，広報誌等への掲載，会員事業場等の取組の進捗状況の把握等により，本改正内容の周知徹底に御協力を賜りますようお願いいたします。

記

（1） メーカー及びメーカー団体に係る措置

製造等が禁止される製品を製造しているメーカーは，無石綿製品への生産転換を進める等により，施行日までに在庫品を残さないようにすること。また，経過措置を利用して施行日後に製造等禁止製品を販売することを目的として，施行日前にこれらの製品を駆け込みで増産するようなことがないようにすること。

メーカー団体においては，会員事業場等の取組の状況を適宜把握するとともに，無石綿製品への生産転換のための技術情報の収集・提供その他必要な援助に努めること。

なお，無石綿製品への転換までの間に石綿含有製品を製造又は取扱う場合においては，特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等に基づくばく露防止対策の徹底を図ること。

（2） ユーザー及びユーザー団体に係る措置

製造等が禁止される製品を使用している又は使用している可能性のあるユーザーは，使用している製品中の石綿含有製品の有無を確認し，石綿含有製品を使用している場合は，今後新たに導入する製品については無石綿製品に転換すること。

ユーザー団体においては，会員事業場等の取組の状況を適宜把握するとともに，技術情報の収集・提供その他必要な援助に努めること。

なお，無石綿製品への転換までの間に石綿含有製品を取り扱う場合においては，特化則等に基づくばく露防止対策の徹底を図ること。

改正労働安全衛生法施行令の概要

石綿含有製品の製造等を廃止するため，労働安全衛生法施行令が改正され，平成 16 年 10 月 1 日に施行されることとなりました。

（1） 改正の概要

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の 1 パーセントを超えて含有する以下の製品の製造，輸入，譲渡，提供又は使用が禁止となります（第 16 条及び別表第 8 の 2 関係)。

① 石綿セメント円筒
② 押出成形セメント板
③ 住宅屋根用化粧スレート
④ 繊維強化セメント板
⑤ 窯業系サイディング
⑥ クラッチフェーシング
⑦ クラッチライニング
⑧ ブレーキパッド
⑨ ブレーキライニング
⑩ 接着剤

（2） 留 意 事 項

① 施行日前に製造され，又は輸入された製品は，改正政令は適用されません。
② 試験研究目的の場合に限り，都道府県労働局長の許可を受けることを条件に石綿含有製品の製造，輸入又は使用ができますが，譲渡，提供はできません。
③ 石綿を含有しない①～⑩の製品が禁止されるものではありません。
④ 石綿を含有する建材は①～⑤のいずれかに該当し，石綿を含有するクラッチ又はブレーキに用いられる石綿を含有する摩擦材は，⑥～⑨のいずれかに該当します。詳しくは，最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問合せ下さい。